相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市一番町四五番地、最後の住所山形県酒田市一番町三番三〇号　被相続人　亡　髙橋　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　山形県酒田市みずほ二丁目二〇番六号　山銀みずほビル三階E　おがた法律事務所　相続財産管理人　弁護士　薬丸有希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡本山町本能津一一二六番地、最後の住所群馬県太田市西新町一〇七番地一〇　被相続人　亡　秋山　卓己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　事務所群馬県太田市新井町五一五―一一　相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市郭町一丁目一二番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　統子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　埼玉県川越市脇田町一〇三番地川越駅前脇田ビル六一六号室　大森三起子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西伊興二丁目一番地一、最後の住所東京都足立区西伊興一丁目一六番一二号　被相続人　亡　成島　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市渡内一丁目八三一番地二、最後の住所神奈川県平塚市黒部丘二一番二六―五号　被相続人　亡　大西　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　紀光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市辻堂元町五丁目一七番、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂元町四丁目一六番一三号　被相続人　亡　長坂　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル九階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区宇田川町二番、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市松が丘一丁目八番二一―四〇七号　ベルヴィル茅ヶ崎松が丘　被相続人　亡　金子　至

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　神奈川県茅ヶ崎市矢畑一二九三番地　相続財産管理人　司法書士　富田　順博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市五十嵐新田一二四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　箕輪　軍治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号　相続財産管理人　武藤　譲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市水竹千瓜四番地、最後の住所愛知県みよし市東陣取山二〇番地コーポ陣取五号　被相続人　亡　松本みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目四番三〇号クエスト丸の内ビル九階弁護士法人名古屋総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　杉浦　恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市寺田今堀二九番地一〇七、最後の住所京都府城陽市寺田今堀二九番地の一〇七　被相続人　亡　関　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福市　航介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡三朝町大字西小鹿一一三六番一地、最後の住所大阪府大東市大字龍間一三〇四番地の四　特別養護老人ホーム生駒園　被相続人　亡　吉田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　大阪市北区西天満四―九―一二リーガル西天満ビル四〇三号　相続財産管理人　弁護士　甲斐みなみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市加世田川畑三六二二番地、最後の住所大阪市鶴見区今津南二丁目五番八号美生苑八号　被相続人　亡　後藤　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　大阪市阿倍野区阪南町一丁目四六番四号昭和土地建物ビル二階　辻川法律事務所　相続財産管理人　辻川　圭乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市池田下町一五六〇番地、最後の住所大阪府和泉市池田下町一六八九番地　被相続人　亡　仲井　武男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十八日　大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階　相続財産管理人　弁護士　井上　賢

第４期決算公告　平成26年４月28日

東京都千代田区丸の内二丁目４番１号丸の内ビルディング26階

ハーバーベスト・パートナーズ・ジャパン株式会社

代表取締役　ジョージ・アール・アンソン

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	55,100,546
	固定資産	55,890,635
	合計	110,991,181
負債及び純資産の部	流動負債	87,978,711
	株主資本	23,012,470
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	13,012,470
	その他利益剰余金	13,012,470
	（うち当期純利益）	(9,377,728)
	合計	110,991,181